

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 10 件

群馬国民年金 事案 390

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月

昭和44年10月に会社を退職し、その後は兄の自営業を手伝っていたが、その時に、兄が国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行ってくれたと思う。加入直後の3か月分は納付しているのに、最後の1か月分のみ納付しなかったとは考えられない。兄は自営をしており、しっかりした人だったので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年10月に会社を退職して、申立人の兄の自営業を手伝っていた時に、その兄が国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたと主張しているところ、事実、申立人の国民年金手帳記号番号は同年11月に払い出されており、申立期間前の同年10月から同年12月までの保険料が44年12月に納付されている。

また、申立期間は1か月と短期間である上、申立人の申立期間を含む昭和44年度に係る国民年金保険料の納付記録については、納付済みと未納が混在するため、原則、社会保険庁では申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を保存しておかなければならないところ、当該台帳は保存されておらず、記録管理が十分でなかった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

昭和58年4月から61年3月まで国民年金に未加入となっているが、資格喪失の手続をした覚えは無く、継続して加入していたはずである。国民年金保険料は納付書で銀行に納付したほか、取引金融機関の集金人に預けたこともあったと記憶している。納付書の控え、領収書など証明できる物は無いが、申立期間が未加入とされ、保険料を納付した記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、記録上、昭和50年3月に国民年金に任意加入し、58年4月に資格を喪失したとされていることについて、申立人は、同年4月の資格喪失については手続を行った記憶が無いと申述しているが、市町村の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）においては、同年4月に資格を喪失した旨が記載されており、その記載内容に不自然な点は見当たらないことから、申立期間において、申立人が国民年金被保険者として保険料を徴収され、行政側がその記録を欠落させた事情はうかがえない。

さらに、昭和61年4月に市役所に提出された申立人の国民年金被保険者資格取得・種別変更（第3号被保険者該当）届書の事務処理においては、同年4月に再度国民年金に第3号被保険者として加入したとの処理がなされていることから、同年3月以前において国民年金に未加入であったことが推認される上、申立期間中に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番

号が払い出された形跡もうかがえない。

なお、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法として「納付書で銀行に納付したほか、取引金融機関の集金人に預けたこともあった」と申述していることから、取引金融機関にも照会したが、申立期間当時の資料については、保存期間が経過しているため確認できず、この申述をもって申立期間の保険料を納付したことを裏付けることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から50年1月まで

昭和49年5月までは共済組合に加入していた。50年2月から再度、共済組合に加入したが、この間は国民年金に加入して保険料を納付したはずである。国民年金に加入していないとするならば、当時、役所は私に加入勧奨の連絡をするべきだった。連絡が無く、そのままになってしまったものは、本人に納付の手段が与えられなかったということであり納得がいかない。その責任は行政側にあるのではないか。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間中に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続についての記憶が無く、「年金手帳も見た記憶が無く、手続することを知らなかった」と陳述している。

さらに、申立人は、申立期間において、行政側から国民年金の加入手続に関する通知が無く国民年金保険料の納付手段を与えられなかったと主張しているところ、申立期間当時は基礎年金番号制度も無く、国民年金及び共済年金の管理が別々に行われ、国民年金法では、被保険者が、その資格の取得及び喪失に関する事項を市町村長に届け出なければならないとされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

申立期間当時は、主婦で夫と社宅に住んでいた。国民年金制度ができ、主婦でも加入できるという話が社宅に広まり、隣人と一緒に加入手続をした。国民年金保険料は3か月分ずつ集金人に渡していた。領収書等はないが、申立期間が未加入期間とされ、保険料を納付した記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は申立期間後の昭和40年4月に払い出されており、申立期間中に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間当時、申立人は厚生年金保険被保険者の配偶者であったため、国民年金への加入は任意であったことから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年4月の時点で、申立期間にさかのぼって国民年金に加入することはできなかつた上、申立人は「3か月分ずつ集金人に渡していた」と申述していることから、申立期間の国民年金保険料を過年度納付したことは考え難く、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月8日から27年2月25日まで
A組合に勤務していた期間における厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和26年8月8日から27年2月25日までの期間の記録が無い。次の事業所へは退職後すぐに就職しており、この期間も勤務し厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA組合に厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和26年8月8日以降も引き続いて勤務していたことについては、同組合は既に解散し、当時の事業主及び代表清算人も死亡している上、同僚からも証言が得られず、申立人の同組合における退職日を特定できない。

また、社会保険事務所が保有する当該組合に係る厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の被保険者資格喪失日が遡^{さかのぼ}って記録された形跡はうかがえない上、仮に、申立人が引き続き厚生年金保険に加入していたとすれば、その後に事業主から提出されるべき報酬月額算定基礎届に伴う標準報酬月額の決定が昭和26年10月に記録されるべきであるが、申立人の記録にはその事実がうかがえず、その機会において社会保険事務所が記録しないとは考え難いことから、事業主により申立人に係る被保険者資格喪失の届出が社会保険事務所の記録どおりになされたことが推認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月から 49 年 4 月まで
(A社B支店)
② 昭和 55 年 9 月から 61 年 10 月まで
(C社)

A社(現在は、D社。)B支店には昭和44年4月から49年4月まで勤務していた。大きな会社なので厚生年金保険に加入していないのはおかしい。また、C社は楽器店で、55年9月から61年10月まで勤務していた。両事業所とも厚生年金保険料が給与から引かれていたと思う。これらの期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間①において、A社B支店にピアノ講師として勤務していたことについて、申立人の申立期間①における雇用保険の加入記録が確認できない上、同僚からの証言も得られないことから推認することができない。

また、D社本社から「当時の社会保険関係届出書類に申立人の名前は見当たらない。ピアノ講師はE法人の所属になっている可能性が高い」旨の回答を得たことから、E法人に照会したところ、「ピアノ講師は委任契約であり、雇用関係が無いため厚生年金保険には加入しない」と回答しており、申立人の職種を踏まえると、事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を提出した事情はうかがえない。

2 申立人が申立期間②に係るC社に勤務していたことは、同僚の証言から推認できるものの、申立人の申立期間②における雇用保険の加入記録も確認できないことから、その期間の特定はできない。

また、元事業主からの「ピアノ講師は厚生年金保険に加入させていなか

った」旨の回答に加え、同僚から「申立人はF教室からの派遣講師だった」旨の証言が得られたことから、申立人が当該事業所の従業員として給与を受けていたとは考え難く、事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を提出した事情はうかがえない。このことは、申立人が記憶していた同職種の同僚の厚生年金保険加入記録も確認できないことで裏付けられる。

さらに、当該事業所及びその事業主が別に経営していた事業所に係る社会保険庁が管理している厚生年金保険被保険者縦覧に、申立人の氏名は見当たらず、整理番号にも欠番は無いことから、社会保険事務所が申立人に係る記録を欠落させたとは考え難い。

なお、申立人の夫が加入していた健康保険組合に照会したところ、昭和54年9月30日より前の記録は確認できないものの、少なくとも同日から夫が退職するまでの期間において、申立人は夫の被扶養者であることが確認できる上、国民年金の記録によると、その制度発足当初である61年4月から第3号被保険者期間であることから、申立人がその期間において厚生年金保険の被保険者であったとする主張には矛盾が生じる。

- 3 申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月から同年 6 月まで

A社B支店に平成4年3月から同年6月まで勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、上記期間についての厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。有名タレントを起用したテレビコマーシャルに登場していた有名企業であったため、事務手続についてもしっかりと行っていると疑いもしなかった。給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B支店の入社時にその給与振込のために預金口座を開設した銀行に入金状況を照会したところ、提供された預金取引明細表から平成4年4月、同年5月及び同年6月に給与振込が確認できることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは認められるものの、その預金取引明細表に記録されている入金履歴では、厚生年金保険料の控除について推認できない。

また、申立人は「自分は、準社員であった」と申述しているところ、複数の従業員の「当時、A社の営業職の場合、2、3か月間程度の研修期間を修了後に、一定期間をおいて会社の薦めで厚生年金保険に加入した。準社員は厚生年金保険には加入できなかった」との証言から、申立人の勤務期間が3か月間であったことを踏まえると、事業主により申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出がなされたとは考え難く、申立人のみが準社員であったにもかかわらず厚生年金保険被保険者であった事情はうかがえない。

さらに、社会保険庁が管理している当該事業所に係る被保険者縦覧には申立人の氏名は見当たらず、申立人の記録を取り消した形跡も無い。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年から 38 年まで

A 社の下請である B 班に昭和 36 年から 38 年まで勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、同班は厚生年金保険の適用事業所ではない旨の回答をもらった。当時、手術をしたときに医療費を支払った記憶が無いことから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保有する A 社に係る当時の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が確認できないところ、同社から「当時の工事施工は直営施工の現場係制度という方式で行っており、申立期間当時、現場係として B 班が存在していたことは確認できる。しかし、現場係制度において、「班」に勤務する個々の労働者については、現場係（班長）が労働者の募集を行ったため、当社の社員ではないと思われる」との回答を得ており、申立人自身も A 社ではなく、下請であった B 班に勤務していたと申述していることから、申立人は同社の正社員ではなかったことが推認でき、同社において厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が勤務していた B 班は厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、その班長が経営していた事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 44 年 5 月 1 日であり、申立人が申立期間において、班長の下で厚生年金保険の被保険者であったことはうかがえない上、申立人と一緒に勤務したとされる申立人の父親及び同僚の厚生年金保険加入記録も確認できない。

さらに、申立人は、申立期間当時に手術を受けたことにより、医療保険制度と一体性のある厚生年金保険の加入を主張しているが、申立人が受診した病院に確認したところ、「昭和 54 年に新病院へ移転しており、それ

以前のカルテは保存していない」と回答しており、申立人が加入していた医療保険制度は確認できないものの、当時から医療保険制度は社会保険事務所の政府管掌健康保険のほかにも、厚生年金保険とは一体性の無いC国民健康保険組合等が存在するため、医療機関に受診したことをもって、厚生年金保険に加入していたとは認め難い。

なお、医療機関受診の際、当時の政府管掌健康保険は初診時に100円以内の一部負担金があり、C国民健康保険組合には負担金は無かったことから、申立人の診療費を負担した記憶が無いことを踏まえると、申立人が加入していた医療保険制度はC国民健康保険組合であったことが推認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 42 年 10 月まで

A社に、同社が経営していたホテルがオープンする前の昭和 40 年 4 月から 42 年 10 月まで勤務したが、社会保険事務所に照会したところ、上記期間についての厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。勤務していたことは事実であるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、申立人が同社所在地に昭和 40 年 11 月 19 日まで住民票を有していたこと、及び複数の従業員の証言から確認できるものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となった 41 年 4 月 11 日より前の申立期間については、申立人が厚生年金保険の被保険者であった事実は無く、それ以降の申立期間については、事業主は既に死亡しており、従業員からの証言も得られないことから、申立人が同社に勤務していたことを推認できない。

また、申立人がA社の次に勤務していたB社（現在は、C社。）において厚生年金保険被保険者記録が確認できるのは、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 42 年 11 月 1 日以降であるが、同社の事業主及び同年 4 月ごろ入社した従業員の証言により、申立人は少なくとも同年 4 月より前から同社に勤務していたことがうかがえることから、申立人が主張する同社の入社日及びA社の退職日には整合性が無い。

さらに、社会保険事務所が保有するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号にも欠番は無いことから、社会保険事務所が申立人に係る記録を欠落させたとは考え難く、事業主は申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得の手続を行わなかったことが推認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで
② 昭和 23 年 7 月 4 日から同年 8 月 25 日まで

昭和 17 年 6 月 1 日から 23 年 8 月 25 日まで継続して A 社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の加入期間が 19 年 6 月 1 日から 23 年 7 月 4 日までとなっている。申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が所有していた A 社の在籍証明書により、昭和 15 年 4 月 1 日から 23 年 8 月 25 日までの期間に申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間①について、申立人はその業務の内容を「石油採掘現場の技師として、現場と研究施設との連絡・監督であった」と申述しているところ、申立人と同じ技師であった同僚から「技師の仕事は現場作業もあったが自分は事務系だと思う。事務系の人だけが入る寮で申立人と一緒だった」との証言を得ていることから、申立人は労働者年金保険（当時）の被保険者となり得る非事務系の男子労働者であったとは考え難く、その同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日も申立人と同日の昭和 19 年 6 月 1 日であることを踏まえると、事務系職員も適用の対象となった労働者年金保険法改正に伴い、事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出を同日付けで行ったことが推認できる。

また、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の健康保険に係る資格取得日は昭和 15 年 4 月 1 日、厚生年金保険に係る資格取得日は 19 年 6 月 1 日と記録さ

れており、申立人が事務系職員であったことを踏まえると、これらの記録に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立期間②について、申立人は「当時、長期ストライキにより、辞める前2か月間ぐらいは給料がわずかししか支給されなかった」と申述していることから、仮に、申立人が在籍証明書どおりに昭和23年8月25日まで在職していたとしても、実際には就労しておらず、その支給された給与額も不明であることから、同年7月の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを推認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者となることができない学徒動員であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月1日から20年4月1日まで
昭和19年11月からA社に学徒動員で勤務し、引き続き終戦まで勤めた。給与から厚生年金保険料が引かれていた記憶があり、学徒動員の期間の年金も受給していると知り合いから聞いた事がある。申立期間において被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の健康保険被保険者資格取得年月日が昭和19年12月6日と記載されていることから確認できる。

しかしながら、申立人は昭和20年3月に地元の国民学校高等科を卒業していることが卒業生名簿により確認できることから、申立期間当時は学生であったことがうかがえ、申立人自身も「学徒動員」であったと申述しているところ、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に係る申立人を含めた同級生の厚生年金保険被保険者記号番号欄には「学徒2041」と記されており、それらすべての者の厚生年金保険の被保険者資格取得日は卒業と同時の20年4月1日であることから、申立人のみが申立期間に厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

また、勤労働員学徒については、労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び通年勤労働員学徒指定（昭和19年厚生省告示第50号）により、労働者年金保険（現厚生年金保険）の被保険者には該当しないこととされていた上、厚生省保険局長通牒「学徒勤労働員ニ伴ウ学徒ノ被保険者資格ニ関スル件」（昭和19年5月22日付け保発第334号）により、健康保険法における事業所に使用される者と解することは適当であるが、厚生年金保険の被保険者には該当しない取扱

いとなっていたことから、申立人の給与から控除されていたものは健康保険料であり、厚生年金保険料が在学中から控除されていたとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が控除されていた事実について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月 10 日から 62 年 11 月 2 日まで
A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、記録が無い旨の回答があった。この間、健康保険証で医療機関に受診しているの、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、申立人に当時の具体的な記憶があること及び同僚の名前を記憶していることから推認できるものの、事業主及び同僚からは申立人に関する具体的な証言を得ることができず、その勤務期間を特定することができない。

また、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、事業主により申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出がなされなかったと推認できるところ、同社が保管している従業員名簿及び厚生年金保険被保険者台帳にも申立人の名前は確認できない上、事業主からの「アルバイトや正社員でも厚生年金保険被保険者資格取得の届出をしない者については、従業員名簿及び厚生年金保険被保険者台帳に記載していない」旨の証言及び同僚の「申立人はアルバイトだったと思う」旨の証言により、これが裏付けられ、社会保険事務所において申立人の記録を欠落させた事情は見当たらない。

さらに、申立人に係る国民年金の記録によると、申立人は申立期間を含む昭和 60 年 6 月 16 日から 62 年 11 月 2 日まで国民年金の被保険者であったことが確認できることに加え、申立人は 60 年 6 月から 62 年 5 月までの期間は失業中であり国民年金保険料の免除を受けていたと主張しており、申立人の申述内容には整合性が無い。

加えて、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていた事実を確認できる給与明細書等を保有しておらず、その記憶も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 9 月 25 日から 52 年 4 月 1 日まで
申立期間にA社に勤務していた。厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、申立人に当時の具体的な記憶があること及び同僚の名前を記憶していることから推認できるものの、事業主及び同僚から申立人に関する具体的な証言を得ることができず、その勤務期間を特定することができない。

また、事業主は「当時の書類を調べたところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書等は見当たらない。当時は、従業員全員を加入させていなかった」旨の証言をしていることに加え、同僚の「申立人はすぐに辞めたので厚生年金保険には加入していないと思う」旨の証言を踏まえると、申立人が厚生年金保険被保険者であった事情はうかがえない。

さらに、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無いことから、事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出を行わなかったことが推認でき、社会保険事務所において申立人の記録を欠落させた事情は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月ごろから22年ごろまで
② 昭和23年7月1日から24年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（旧B社。）について昭和23年7月1日より前は加入事実が無い旨の回答をもらった。当初は同社に日雇で勤務していたが、東京大空襲があった20年3月ごろ、日雇労働者より正社員になった方が徴用に行かなくてもよいという話を受け、正社員となった。申立期間①について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

また、A社の記録が昭和23年7月1日からとなっているが、このころは、C社に勤務し、そこで厚生年金保険に加入していたと思うので、記録がおかしい。再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①に係るA社に勤務していたことは、申立人の申述内容及び複数の同僚の証言から推認されるものの、同社は既に閉鎖しており、申立期間当時の人事記録等の資料は保管されていない上、同僚で連絡が取れた者からも申立人の勤務期間に関する明確な証言を得られないことから、その勤務期間については、特定することができない。

また、社会保険事務所が保有している当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日は昭和23年7月1日と確認できるが、同日より前には申立人の記録は確認できない。

さらに、申立人は申立期間②について、A社における厚生年金保険の被保険者記録が存在する昭和23年7月以降は、同社を既に退職し、土木関係のC社に転勤していたと記憶しており、その記憶と記録に相違があることから、社会保険事務所の事務処理誤りを主張しているが、前述の被保険

者名簿には不自然な事情は見当たらない上、A社の従業員2名も「勤務期間は厚生年金保険の記録と一致している」と証言しており、C社については、厚生年金保険の適用事業所として確認できないことから、申立期間②において申立人の厚生年金保険の加入記録が重複するとは考え難く、申立人の主張を裏付けることができない。

加えて、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。